

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (8月28日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
報告第9号の上程、報告	9
日程の追加	10
議案第35号及び議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	10
閉会の宣告	12
署名議員	13

令和2年第5回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和2年8月28日
会期 1日間
閉会 令和2年8月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
8月28日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・報告1件 議案第35号及び第36号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時40分	議案第35号及び第36号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時30分	議案第35号及び第36号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和2年第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和2年8月28日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和2年8月28日 午前10時00分)

閉 会 (令和2年8月28日 午前11時23分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

産業振興課長 花 田 義 徳

副 村 長 島 袋 幸 俊

建設環境課長 新 城 寛

総 務 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第35号	アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
5	議案 第36号	令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
6	報告 第9号	専決処分の報告について	報 告

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第35号	アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第36号	令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和2年第5回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び3番 仲井間宗利議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約についてアザカ橋橋梁架替工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 アザカ橋橋梁架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金5,390万円

4 契約の相手

住 所 大宜味村字塩屋897番地
商 号 有限会社 一円産業
氏 名 代表取締役 津波 徳正

令和2年8月28日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新城 寛） それでは議案第35号の工事概要を説明いたします。

昨年度、アザカ橋上部工、床板のほうを撤去し、仮設橋を設置しております。そのアザカ橋架替工事に今年度におきましては、P C桁の作製、橋長として15メートル、幅員が8.2メートルございます。基本、橋梁は今年度で完成する予定です。そのほか昨年度設置しました仮設橋の撤去が主になっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。なお、工事期間として令和3年2月26日を予定しております。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 説明資料の8ページをお願いしたいんですが、入札結果報告書がありますが、その中に5か所黒塗りされております。これはどういう理由で黒塗りで説明資料を出したのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 議員にお答えいたします。

こちらのほうは、これまで友寄議員のほうからも、前回通常の公開分のものを説明資料に掲載したところ、予定価格と、また何回目の入札で取っているか等、はっきり分かるような資料がないと審議ができないということの御指摘がございまして、入札の結果報告書のほうに代えさせていただきますが、予定価格等につきましては、契約締結後に公表するという事になっていることから、今議会で承認を得られた、今日、この議決を得られた日から公表となりますので、そこは公表後に議員の皆さんにも、もし資料として必要であれば配付できる場所ではございますが、契約書のほうにもありますとおり、議決のあった日から効力を発生するということから、今議会で承認された後に予定価格のほうは公表していきたいということから、予定価格等は黒塗りにし、見積り結果報告書を添付しているところがございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） ただいまの答弁で、契約締結後ということなんですが、この資料7ページに、

工事請負契約書、これは村長、相手方、双方が印かんを押して印紙を貼ってちゃんとした契約書ができているんです。これは契約そのもの、議会議決後にこの契約書が新たに書き加えられたり、何も変更がないはずで。これが最終の契約書だと思います。この契約書があるから、7条の特約事項で、この契約は、議会の議決があった時から効力を発生するという文言が出てくるんですよ。この契約そのものなんです。だから契約締結後、議会の議決がなくてもこれは契約書そのものというふうな認識で考えてもらいたい。

そもそも議会には、この説明資料は、いいですか、説明資料はですね、議会でしっかりと説明して、議論を深めて、議会の理解を得るためにこの説明資料として入札結果報告書が出ていると思うんです。この黒塗りされていると、かえって何があったのかなと勘ぐりたくなる。猜疑心が出ているわけなんです。あえてこれを伏せてまで議会資料として提出する必要は私はないと思うんです。

契約締結後に公表するというところで、この要領がありますが、要領の中に、契約締結後、なるべく早期に公表するものとする。公表しなければならないとかではなくて、公表するものとする。公表しなければならないではなくて、合理的理由、何らかの理由があれば公表してもいいことになっているんです。公表するものとするということで努力規定ですので、絶対出してはいけないということではないので、しっかり議会で議論する観点から、これは何も隠してやる必要はない。以前はこれもちゃんと公表されていたわけですから、これは何か不都合があったんですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 不都合等はございませんが、やはり以前に議員のほうから御質問を受けて、県内市町村に問合せしたところ、対応がまちまちでありました。議決後に資料として出すところもあれば、提案のときに出しているところもあったんですが、多いのは入札報告書ということで、1回目、2回目等も分からないような報告書を添付している市町村もあったところから、以前1回報告書のみを添付したところがあったんですが、やはり経済委員会等で1回目の入札なのか、2回目の入札なのかとか、超過しているところとか、そういったものが分かる資料が必要ということで、現在の、また以前に戻して、入札結果報告書に戻したところがございますが、この予定価格につきましては、やはり締結後というところのほうの捉え方として、こちらのほうはやはり効力を発生する、議会の議決後、承認を得られた日から対外的にも公表しているところから、契約案件に関しましては、やはり予定価格等がなくても、ない状態でも入札の回数なり、順位なり等である程度審議できるものなのかなということでの対応となっております。どうしても入札予定価格がないとその審議が難しいということであれば、また今後、検討してまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） この件に関しては、要綱に、要領に定められている。これは条例規則とは違って役場職員内部の事務規程をしているもので、対外的に拘束力とか法的効力はないわけです。だから契約締結前に公表したから法に触れるとか、そういうことではありませんので、しっかり議論できるように誠意を示して、これ何も色塗りする必要ない。色塗りするとかえって猜疑心を生んで何かあるんじゃないかと勘ぐりたくなりますので、ちゃんと、せっかくいい入札結果報告書がありますので、これを議会に提出して、次の議会からでも、もしこの案件がありましたら、ぜひこの結果報告書は黒塗りせずに出していただきたい。そして契約の締結の時期もちょっと見解が違うようですから、再度言いますが、これは立派な契約書です。だからこそ議会に提案できるんですよ。本来なら仮契約で出してもいいんだ

けれども、大宜味村の場合はそれをしないで契約するという事になっていますので、契約書そのものですので、交わされているので、予定価格とか最低制限価格はちゃんと表して、伏せないで次回から出してほしいと思います。村長どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、議員の御指摘のとおり、これから内部で検討させていただいて、担当課とも調整しながら、できるだけその意見に沿うように検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について

令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億62万8,000円
- 4 契約の相手

住 所 名護市宮里七丁目3番11号

商 号 有限会社 平良設備工業

氏 名 代表取締役 平良 盛

令和2年8月28日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

(新城 寛建設環境課長 登壇)

- 建設環境課長(新城 寛) それでは議案第36号の工事概要を説明いたします。

事業名として令和2年度簡易水道施設更新事業となっております。この事業につきましては、工事場所として津波浄水場をはじめ7か所の工事となっております。ほとんどの工事においてテレメータ制御盤等の工事になり、電気、機械の工事となっております。

なお、履行期限といたしまして、令和3年2月15日を予定しております。

場所につきましては、説明資料の11ページで位置図のほうを添付しておりますので御参照ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

- 4番(友寄景善) 同じようなことですが、14ページの工事請負契約書、これは本当に契約書そのもの。日付が令和2年8月20日になって契約は完結しているんですよ。そこら辺も再度検討して、契約が完了したものと、必ずしも要領上にこだわらないというか、合理的理由があれば、事前に公表することも可能なはずですので、しっかり審議できるように、この契約書をもって契約を締結したものとみなして、次回から入札結果報告書は黒塗りなしで出していただきたいと要望して終わります。

- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎報告第9号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第6 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第9号 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項である和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月28日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。また、損害賠償額は全額保険で対応しておりますのでよろしく願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

-
- 議長(平良嗣男) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時20分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 12 分）

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について及び議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について及び議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について及び議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第35号及び議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について及び追加日程第2 議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約についてを一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 127 号

令和2年8月28日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第35号	アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第36号	令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について	原案可決 全会一致

(宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城 貢）** ただいま議題となりました議案第35号及び議案第36号の2件について、経済建設常任委員会における審査の経過、及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、及び建設環境課長の出席を求め、本日午前10時40分からの審査を10分繰り上げて午前10時30分から行いました。

はじめに、議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について、報告します。

本件は、令和元年度に上部工撤去及び仮設橋設置工事を実施し、今年度は上部工架替を実施する工事であります。

工事場所、大宜味村字津波地内。

工事の概要は、橋梁架替延長L=15.0m、幅員W=8.2m、PC桁制作工一式、高欄工一式、排水工一式、撤去復旧工一式、仮設道路撤去一式となっております。

請負契約金額は、5千3百90万円、契約の相手は有限会社一円産業で、履行期限は、令和3年2月26日までとなっております。

次に、議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について、報告します。

本件は、平成8年度、9年度、10年度に設置した江洲増圧ポンプ場及び江洲高架配水池の電気計装設備、渦原増圧ポンプ場及び渦原高架配水池の電気計装設備、また平成5年度～平成12年度に整備した中央監視設備の電気計装設備が設置されてから20年近く経過しており老朽化が進んでおり、電気計装設備は製造中止で交換部品の入手困難や経済面等を考慮して更新する工事となっております。

工事場所、大宜味村字津波・田港・押川地内。

工事の概要は、津波浄水場、計装テレメータ盤、場内系監視盤、中央監視盤。押川第1増圧ポンプ場、既設テレメータ盤改造。押川第2増圧ポンプ場、既設テレメータ盤改造。江洲増圧ポンプ場、計装テレメータ盤。江洲高架配水池、計装テレメータ盤。渦原増圧ポンプ場、動力盤。渦原高架配水池、計装テレメータ盤となっております。

請負契約金額は、1億62万8千円、契約の相手は有限会社平良設備工業で、履行期限は、令和3年2月15日までとなっております。

なお、2件についての質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 アザカ橋橋梁架替工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員